

## 受注者の手持ち工事数の制限について

鎌倉市が発注する工事については、事業者間の受注の均衡を図るため、次のとおりの取り扱いとしています。

「本市発注工事の手持ち件数が、開札日前日において3件以内であり、かつ申込みをした工事の施工能力があること。」

本市では、一つの事業者が受注できる工事数を、開札日前日の手持ち工事数と合わせて、4件までとします。

詳細は下記のとおりですので、ご確認のうえ、入札に参加してください。

### ※ 手持ち工事の範囲について

鎌倉市が発注する工事については、「落札候補者となった日（開札日）から工事目的物引渡書を当該案件の工事担当課が受理した日まで」を事業者の手持ち工事とします。

### ※ 低入札における手持ち工事の始期について

一般競争入札で、低入札となった案件については、低入札にかかる調査・審査を行うため、落札決定を一時保留とします。この場合、最低価格を入札した事業者については、この案件を手持ち工事数にカウントします。最低価格を入札した事業者以外については、この入札を手持ち工事数にカウントしません。

### ※ 総合評価競争入札における手持ち工事の始期について

総合評価競争入札は、入札価格と技術評価点から評価値を算出するため、鎌倉市総合評価審査委員会の審議を経て落札者が決定するまでは、どの入札者が落札（候補）者となるかわかりません。よって、最終的に落札者が決定し、市が電子入札システムにより、落札者決定通知を発行した日から、当該落札者の手持ち工事数にカウントとすることとします。また、総合評価競争入札が低入札となった場合も、同様の取扱いとします。

※ 本市が発注する工事案件の入札に参加できるのは、開札日前日の手持ち件数が3件以内の事業者です。本市発注工事を4件以上お持ちの事業者は参加できません。

※ 開札日前日の手持ち工事数が3件以内であれば、複数の入札に参加できますが、それまでの手持ち工事数と、開札の結果、落札候補者となった入札（工事）の合計が4件に達した時点で、その事業者の同一開札日における次の入札番号以降の入札は、自動的に無効とします。（下の例1から例3を参照してください。）

※ 開札した時点で、最低価格を提示した方を落札候補者とし、その工事を当該事業者の手持ち件数としてカウントします。なお、落札候補者は、同一開札日における入札番号の小さい順に決定します。

※ 電子入札システムによる保留通知は、当該開札日に予定したすべての工事の開札が終了した後を送付します。

※ 委託案件は手持ち工事数の対象外です。また、受注数の制限も行っていません。

### ～例1～

- ・ A社の開札日前日の手持ち工事数は3件である。
- ・ A社は、翌日に開札する「入札番号3」と「入札番号4」と「入札番号5」の入札(工事)に参加した。
- ・ 開札の結果、A社は「入札番号3」の工事で最低価格を入札し、落札候補者となった。この時点で「入札番号3」はA社の手持ち工事となり、A社の手持ち工事数は、計4件となる。
- ・ 手持ち工事数の制限により、この日に開札した、A社の「入札番号4」と「入札番号5」の入札は、無効とする。
- ・ 開札後に、A社が「入札番号3」を辞退しても、入札番号3と同日に開札した「入札番号4」と「入札番号5」のA社の入札は、無効とする。

### ～例2～

- ・ A社の開札日前日の手持ち工事数は3件である。
- ・ A社は、翌日に開札する「入札番号3」と「入札番号4」と「入札番号5」の入札(工事)に参加した。
- ・ 開札の結果、A社は「入札番号4」の工事で最低価格を入札し、落札候補者となったが、低入札となり、この入札は一時保留とされた。この時点で「入札番号4」はA社の手持ち工事となり、A社の手持ち工事数は、計4件となる。
- ・ 手持ち工事数の制限により、この日に開札した、A社の「入札番号5」の入札は、無効とする。
- ・ この後、市が低入札の調査・審査を行う間も、「入札番号4」はA社の手持ち工事数にカウントする。
- ・ 開札後にA社が「入札番号4」を辞退しても、A社の「入札番号5」の入札は、無効とする。

～例3～

- A社の開札日前日の手持ち工事数は3件である。  
B社の開札日前日の手持ち工事数は3件である。  
C社とD社の手持ち工事は各々1件である。
- A～Dの各社は、翌日に開札する「入札番号3」と「入札番号4」と「入札番号5」の入札（工事）に参加した。
- 開札の結果は、下図（明朝体）のとおりであった。
- 予定したすべての開札が終了し、各々の落札候補者に、事後審査の間、入札を一時保留にする旨の保留通知を電子入札システムにより送付した。
- 保留通知発行後、C社から「入札番号3」と「入札番号5」の辞退届が市に提出された。



- 「入札番号3」の落札候補者はB社となる。  
(C社が辞退。A社はすでに「入札番号4」の落札候補者であり、手持ち件数が4件となっているため、入札番号3の落札候補者にならない。)
- 「入札番号5」の落札候補者はD社となる。  
(A社はすでに「入札番号4」の落札候補者であり、手持ち件数が4件となっているため、落札候補者にならない。C社は辞退。B社は「入札番号3」において、C社の辞退により、落札候補者となり、手持ち件数が4件となっているため、落札候補者にならない。)

	<最低価格者>	<次順位>	<第3順位>	<第4順位>
開札順				
① 「入札番号3」	C社 (落札候補者) ⇒保留通知後辞退	A社 (無効)	B社 (落札候補者) ↓ B社の手持ち4件	D社
② 「入札番号4」	A社 (落札候補者) ↓ A社の手持ち4件	B社	C社	D社
③ 「入札番号5」	A社 (無効)	C社 (落札候補者) ⇒保留通知後辞退	B社 (無効)	D社 落札候補者

受注者の手持ち工事数の制限及び本市の入札制度について、ご不明な点がございましたら、契約検査課までお問い合わせください。

鎌倉市 契約検査課 電話 0467-61-3982 (直通)